

税金の話

所得税・住民税

申告受付方法を変更します

今年も、二月十六日から三月十五日まで中央公民館本館103号室で申告の受け付けを行います。

平成十七年度の税制度改正に伴い、申告をしなければならぬ方が、大幅に増加する見込です。このため、町では多数の申告を迅速に処理するため、申告受付方法を改めることになりました。主な変更点は次のとおりです。(税制度の改正点については、二月一日号の広報で詳しくお知らせします。)

申告書の数値などの記入は、パソコンで入力・印刷します。
計算ミスや、記入漏れに対応でき、きれいな申告書ができます。
申告者の方には、記入された内容を確認のうえ、住所氏名などを記入押印してもらいます。
収支内訳書や医療費の集計表は、役場職員は作成しません。

収支内訳書や医療費の集計は、事前に作成してから申告してください。本人が作成できないときは、家族で協力をお願いします。どうしても事前に作れない場合は、作成方法の指導をさせていただきます。

これらの変更は、税制度の改正に伴う申告者の増加に対応するため、やむを得ないものですから、理解と協力をお願いします。

各地区への出張申告は、機材の都合により、パソコンによる入力・印刷ができませんので、従来の手書きによる申告書作成になります。収支内訳書や医療費の集計については、同じ取り扱いとさせていただきますので、よろしくお願いします。

問い合わせ先
税務課住民税係
☎(48)1111(内302)

農業所得の申告方法が変わります

平成十七年分の申告方法

普通畑・露地野菜・花き・果樹などの農業所得の場合
平成十七年分についても、平成十六年分と同じように、収支計算により申告する必要があります。

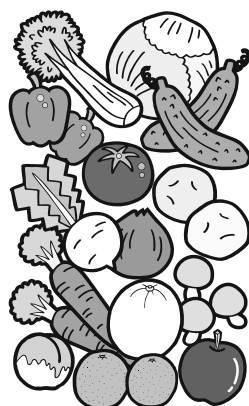
水稲の作付けや転作田からの収入がなく、普通畑や露地野菜の作物を販売せず、もっぱら自家消費したときは、農業所得の申告はしなくても差し支えありません。

水稲・転作田などの農業所得の場合
平成十七年分までは、農業所得標準を作成します。

昨年十月から十一月に個人別農家基礎資料調として申告された内容に基づき「農業のお知らせ」を作成し、二月上旬に郵送します。申告の際は、「農業のお知らせ」と愛知用水賦課金、オペレーターの領収書などの標準外経費の分かるものを持参してください。

普通畑・露地野菜などで直売や市場などへの販売金額がある人は、「お知らせ」による申告は認められませんが、収支計算により申告してください。

平成十八年以降の分の申告方法
従来作成して適用されてきた農業所得標準は、平成十八年分から、作



成されないことになっていきます。

今年作付けして収穫する水稲や露地野菜、花き、果樹などの農業所得については、収支計算により所得金額を計算して申告する必要があります。来年の申告時期になって、領収書や、売上の明細が分からなくて困ることがないように、今から準備をしましょう。

準備といっても、今から計算書などを作るわけではありません。支払った経費や、売上の明細をノートなどに記帳して、領収書や仕切り伝票を一つの箱に集めるだけでよいのです。資料をきちんと保存する習慣を身につけましょう。

今年も、収支計算の方法に関する説明会などを開催する予定です。進んで参加してください。(開催時期などは、未定です。決まり次第お知らせします。)

問い合わせ先
税務課住民税係
☎(48)1111(内302)